

条例の推進及び運用状況について

ここでは、古賀市まちづくり基本条例に掲げる4つの「まちづくりの基本的事項（情報共有（第9条）、市民参画（第10条）、共働（第11条）、コミュニティ活動（第12条）」について、この間の運用状況を説明するもの。

1. 情報共有・・・【資料1-1】

自発的かつ積極的にまちづくりに参画するためには、まちづくりに関する情報を積極的に収集、発信し合い共有することが必要とされています。

なお、行政による情報収集、発信については、以下のようなものが挙げられます。

そのほか、校区コミュニティや自治会における情報発信の状況を【資料1-1】にて示します。

| | |
|---------------------------------------|--|
| 広報紙（広報こが）の発行 | 月1回、全世帯に配布。あわせて1ヶ月分の行事・イベントをカレンダー形式でまとめた行事カレンダーも配布している。 |
| ホームページ、フェイスブック、ツイッターによる市政情報の発信 | 市公式ホームページにより市の施策やお知らせについて網羅的に情報提供するとともに、フェイスブックやツイッターによるタイムリーな情報発信を行っている。 |
| マスメディア（新聞、テレビ等）を活用した情報発信 | 市政情報を新聞社に随時提供したり、月1回の記者懇談会を開催したりする等、マスメディアを活用した情報発信を行っている。 |
| つながりひろば（市民活動支援センター）による市民活動団体の情報発信及び収集 | 情報誌「わ・わ・わ通信」（年4回）の配布、市公式ホームページ、Facebook、LINEによる情報発信及び収集、登録団体に対する月1回のメール配信（つながりなかま）等を行っている。 |
| 行政区長等制度による住民との連絡調整 | 市内46の自治会長等を行政区長等として委嘱し、月1回の行政区長会等を通じて、市と住民との連絡調整を行っている。 |

2. 市民参画・・・【資料1-2・1-3】

市民参画とは、行政が実施するまちづくりにおいて、事業の企画、実施又は評価等について、市民等が自主的に意見を述べ、又は提案を行う等直接関与することをいいます。

条例では市民等が自発的意思に基づいて市民参画することができること、行政は市民参画の機会を確保するため環境整備に努めることが規定されています。

なお、市民参画の手法については、次のようなものが挙げられます。

| 項目 | 内容 |
|------------|---|
| パブリック・コメント | 市が基本的政策等を策定しようとする際に、その内容を広く公表し、市民からの意見を求め、それに対する市の考え方について公表する一連の手続きをいう。 |
| 附属機関等 | 行政の執行機関に置かれ、担当する事項について、審査、審議、調査等を行う機関のこと。 幅広い意見を取り入れるため、専門分野の知識を有する識見者や、その分野の関係団体や公共的団体からの推薦者等が委嘱される場合が多い。 |

| | |
|------------|--|
| タウン・ミーティング | 市の基本的政策や、市民の生活に深く関わる事項等に関して開催される、対話型の集会。 |
| ワークショップ | 参加者が自発的に作業や発言をおこなえる環境が整った場において、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、全員が参加する作業を通して合意形成を図っていく手法。 |
| 市民アンケート | 不特定多数の市民の意見を集約し、市の施策に反映させるために実施されるもの。 |

3. 共働・・・【資料1-4】

共働とは、市民等、議会及び行政が果たすべき責任と役割を自覚し、共通の目標に向かって、対等の立場で、自己責任に根差す自立した活動を通し、相互に補完し合い、相乗効果をあげながら、様々な社会的課題の解決に当たることをいいます。

条例ではそれぞれが共働のまちづくりの推進に努めること、対話及び交流の機会の提供に努めることが定められています。

これらを踏まえ、行政では様々な形態で市民等との共働による事業を実施しており、その一覧を【資料1-4】にて示します。

4. コミュニティ活動・・・【資料1-5】

コミュニティ活動とは、市民等が地域または共通の目的によってつながり、自主的に行うまちづくりであって、団体として行うものをいうとされています。

具体的な活動団体として、自治会、校区コミュニティ、市民活動団体及び事業者を挙げています。

条例では、市民等がコミュニティ活動に参画・協力するよう努めること、行政が団体の自主性及び自立性を損なわない範囲でコミュニティ活動に対する支援を行うよう努めることと規定しています。